1．令和5年度就学援助制度の実施について

| | | 1．就学援助制度の周知方法 | | |

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の費用をまかなえているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそもが対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)(1)のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所等に案内を配布	キ. 域内の小中学校で生徒及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)(5)のコの内容	<小学校>(7)（4）ア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増えると、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ. （入学前支給と位置づける）非効率な自治体の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	<小学校>(9)(8)のエ及びオの内容
20	20	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	0	3	14	17	0	20	14	10	17	16	8	4	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0
宮城県	仙台市	○							○										○			○	○	○	○													
宮城県	石巻市	○							○										○			○	○	○														
宮城県	塩釜市	○							○											○		○			○	○												
宮城県	気仙沼市	○							○											○		○		○		○												
宮城県	白石市	○							○										○					○	○	○	○											
宮城県	名取市	○							○											○		○	○		○	○												
宮城県	角田市	○							○										○				○							○								
宮城県	多賀城市	○							○										○			○	○		○													
宮城県	岩沼市	○							○											○		○			○	○												
宮城県	登米市	○							○										○			○			○	○		○										
宮城県	栗原市	○							○								○									○												
宮城県	東松島市	○							○											○					○													
宮城県	大崎市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の際に教育委員会で案内を配布						
宮城県	富谷市	○							○									○							○													
宮城県	蔵王町	○							○										○			○	○	○		○	○	○										
宮城県	七ヶ宿町		○									○																										
宮城県	大河原町	○							○											○		○	○		○													
宮城県	村田町	○							○											○		○					○	○										
宮城県	柴田町	○							○											○			○															
宮城県	川崎町	○							○										○			○		○		○	○											
宮城県	丸森町	○							○									○				○	○		○													
宮城県	亘理町	○							○											○		○		○	○	○	○											
宮城県	山元町	○							○										○			○		○		○												
宮城県	松島町	○							○											○						○												
宮城県	ｲﾅｼｷ森町	○							○											○		○	○	○	○	○												
宮城県	利府町	○							○										○						○					○								
宮城県	大和町	○							○										○			○			○	○												
宮城県	大郷町	○							○											○			○				○											
宮城県	大衡村	○							○										○						○													
宮城県	色麻町	○							○										○			○				○												
宮城県	加美町	○							○										○			○						○										
宮城県	涌谷町	○							○											○							○			○								
宮城県	美里町	○							○											○				○		○												
宮城県	女川町	○							○											○		○					○			○								
宮城県	南三陸町	○							○											○			○		○													

都道府県	市町村名	<中学校>ア．入学前実施を行っている	イ．入学前実施を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前実施を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童はその費用を無償化しているため、入学前実施を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前実施を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のカの内容	<中学校>ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）前	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	<中学校>ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（初旬（入学式前）	<中学校>ア．年度の開始だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増える、事務量に伴う負担増などなど、事務量が増加するから	エ．入学前と入園から保育無償化段階で調整があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	5．要計急変世帯の認定について（重複可能）（1）当てはまるもの1つに○							（2）（1）のキの内容
20	20	34	1	0	0	0	0	0	34	0	0	1	0	0	0	0	1	3	14	16	0	0	0	0	0	0	0	4	1	22	0	0	3	3	5
宮城県	仙台市	○							○										○									○							
宮城県	石巻市	○							○										○											○					
宮城県	塩釜市	○							○											○										○					
宮城県	気仙沼市	○							○											○										○					
宮城県	白石市	○							○										○											○					
宮城県	名取市	○							○											○										○					
宮城県	角田市	○							○										○											○					
宮城県	多賀城市	○							○										○															○	新型コロナウイルス感染症により要計の急変があった場合は、要件に基づき認定。
宮城県	岩沼市	○							○											○														○	要計急変を理由とした認定は行っておらず、申請により従来の認定基準により認定。（場合により、就学援助以外の制度を案内する）
宮城県	登米市	○							○										○											○					
宮城県	栗原市	○							○									○												○					
宮城県	東松島市	○							○											○										○					
宮城県	大崎市	○							○											○														○	新たに認定基準等を整備することは検討していない。
宮城県	富谷市	○							○									○																○	現段階では要計急変世帯の認定は行っていない。
宮城県	蔵王町	○							○										○									○							
宮城県	七ヶ宿町		○									○																		○					
宮城県	大河原町	○							○											○									○						
宮城県	村田町	○							○											○										○					
宮城県	柴田町	○							○											○										○					
宮城県	川崎町	○							○										○																
宮城県	丸森町	○							○									○															○		
宮城県	亘理町	○							○											○										○					
宮城県	山元町	○							○										○											○					
宮城県	松島町	○							○											○										○					
宮城県	ｲﾅｯｷｰ島町	○							○											○													○		
宮城県	利府町	○							○										○											○					
宮城県	大和町	○							○										○															○	相談事例がなく、検討していない。
宮城県	大郷町	○							○											○								○							
宮城県	大衡村	○							○										○											○					
宮城県	色麻町	○							○										○											○					
宮城県	加美町	○							○										○											○					
宮城県	涌谷町	○							○											○													○		
宮城県	美里町	○							○											○										○					
宮城県	女川町	○							○											○								○							
宮城県	南三陸町	○							○								○													○					

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																								5. 生活保護基準見直しによる収要確認への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																					(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に関する係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村就学援助制度額に関する係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村長等の裁量	ウ 市区町村議会	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童手当の支給	キ 保護者が就業等で長期日常労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 母子家庭の調査	コ 固定資産税の減免	サ 学校納付金の安い者、学費が安い者、または学用品等に不自由していると考えて保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ 給食の費用による支払が安い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による支付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に連動するもの)(例:生活保護の1.15倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して掛けるものであるもの)(例:生活保護の1.3倍の場合(3万円)、1.5倍(4.5万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ 特別支援教育就学奨励費に関する収入認定基準額、又は就学援助費に関する収入認定基準額、又は市区町村民税(所得割)又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:最低課税額の10倍、1.5倍等)(係数および収入認定額は(5)に記入してください。)	ツ 市区町村民税(所得割)又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:最低課税額の10倍、1.5倍等)(係数および収入認定額は(5)に記入してください。)	テ その他																																		
																						倍	倍													
30	35	32	32	22	27	22	32	4	3	18	20	5	6	8	20	8	3	15	0	7	28	0		7		2	7	4	1	2	4	0	0	4	4	
宮城県	仙台市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1					○			○							15%未満
宮城県	石巻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3			1.3倍未満は認定、1.3～1.5未満に該当した者は民生委員の訪問調査による意見書を踏まえて認定。	○							平成24年	12	20%未満
宮城県	塩釜市	○	○	○	○	○	○											○			1.3															20%未満
宮城県	気仙沼市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.2															20%未満
宮城県	白石市																	○			1.3															15%未満
宮城県	名取市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3							○						平成24	4	15%未満
宮城県	角田市	○														○					1.2						○				○					15%未満
宮城県	多賀城市	○	○		○	○	○			○	○				○			○			1															10%未満
宮城県	岩沼市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3			特別な事情がある場合は別に判断をする。	○					○					15%未満
宮城県	登米市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3															15%未満
宮城県	栗原市	○	○	○	○	○	○				○										1.3															15%未満
宮城県	東松島市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○			○			1.3															20%未満
宮城県	大崎市	○	○	○	○	○	○								○		○				1.3							○						平成24	12	15%未満
宮城県	富谷市	○	○		○		○								○			○			1.2															15%未満
宮城県	蔵王町	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○					1.3				○						○					15%未満
宮城県	七ヶ宿町	○														○				○	1.3			その他教育長が定める措置を受けたもの 特に援助が必要と認められるもの	○					○						5%未満
宮城県	大河原町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3															15%未満
宮城県	村田町	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○							1															15%未満
宮城県	柴田町	○	○	○	○	○	○											○			1.3															20%未満
宮城県	川崎町	○																○			1.2															15%未満
宮城県	丸森町																				1.2															15%未満
宮城県	亘理町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				1.5				○						○					15%未満
宮城県	山元町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○				○	1.3			その他、特に援助が必要であると教育長が認める者	○					○						15%未満
宮城県	松島町	○	○		○	○	○						○	○							1															15%未満
宮城県	七ヶ浜町	○	○				○														1															10%未満
宮城県	利府町	○	○			○	○			○	○				○			○			1.3															15%未満
宮城県	大和町	○	○				○													○				災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者												10%未満
宮城県	大郷町	○	○				○											○		○	1			災害等で被害を被り、生活が困窮していると認められる者 特に援助が必要であると認められる者												5%未満
宮城県	大衡村	○	○		○		○								○					○				災害等で被災を被り、生活が困窮していると認められる者												10%未満
宮城県	色麻町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○		○	1.2			校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者												15%未満
宮城県	加美町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3															20%未満
宮城県	涌谷町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○																					15%未満
宮城県	美里町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○																					15%未満
宮城県	女川町	○	○	○	○	○	○			○	○						○				1.5				対象児童生徒の保護者の所得状況を確認し、市町村民税所得割額が7,100円未満(生活保護基準の1.5倍)であった場合に認定としています。		○						平成24	10	20%未満
宮城県	南三陸町	○	○	○	○	○	○			○	○				○																					10%未満

7. 令和5年度重要復興就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

| 都道府県 | 市町村名 | (1) 費目毎の援助額 | | |

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |